

第78回 定時株主総会 招集ご通知



Smiles for All.

すべては、笑顔のために。

日時

2026年6月25日(木曜日)

午前10時

(受付開始 午前9時)

場所

東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー1階
ニューピアホール



TOYO SUISAN

東洋水産株式会社

証券コード：2875

決議事項

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

<株主提案(第6号議案から第10号議案まで)>

- 第6号議案 自己株式の取得の件
- 第7号議案 自己株式取得の件
- 第8号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- 第9号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件
- 第10号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より東洋水産グループをご支援いただき、厚く御礼申し上げます。

当社の2025年度実績においては、数量増、価格改定効果などにより全事業において増収となり過去最高の売上高を達成し、各段階利益においても最高益を達成いたしました。

2026年度は3ヵ年中期経営計画の2年目となります。国内事業では、消費者と商品の接点を増やし、購入に繋がる機会を創出、海外事業では、製造能力増強を活かし、積極的な拡売策を進めることで販売計画の達成を目指します。国内外の設備投資の実行、稼働開始により、安定的な成長軌道に乗るための経営基盤を構築してまいります。

各事業の競争力を一層高めるとともに、事業間の連携を一段と深化させることで、グループ全体としての価値創出力を高め、持続的な成長に繋げる事により企業価値を向上させ、ステークホルダーの皆様を笑顔にできるよう取り組んでまいります。

株主の皆様には今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役社長
住本 憲隆



Smiles for All.

すべては、笑顔のために。

目次



第78回 定時株主総会招集ご通知

1 P



議決権行使についてのご案内

4 P



株主総会 参考書類

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

<株主提案（第6号議案から第10号議案まで）>

- 第6号議案 自己株式の取得の件
- 第7号議案 自己株式取得の件
- 第8号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- 第9号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件
- 第10号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

6 P



事業報告

37 P



連結計算書類・ 計算書類

54 P



監査報告

58 P



株主優待に関するお知らせ

64 P

証券コード 2875
2026年6月4日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目13番40号
東洋水産株式会社
代表取締役社長 住本 憲隆

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.maruchan.co.jp/ir/event/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2875/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東洋水産」又は「コード」に当社証券コード「2875」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月25日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
2. 場 所	東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピア竹芝ノースタワー1階 ニューピアホール
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第78期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第78期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p><会社提案 (第1号議案から第5号議案まで) ></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役12名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 役員賞与支給の件</p> <p><株主提案 (第6号議案から第10号議案まで) ></p> <p>第6号議案 自己株式の取得の件 第7号議案 自己株式取得の件 第8号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件 第9号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件 第10号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件</p>

以 上

株主様へのお願い

- 当日のご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、当日のご出席は議決権を有する株主様ご本人又は代理人（議決権を有する株主様）の方1名に限ります。
- カメラやスマートフォン、携帯電話等による会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。

ウェブサイト掲載のご案内

- 本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、当該書面に記載しておりません。
 - ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制
 - ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 連結注記表
 - ⑤ 株主資本等変動計算書
 - ⑥ 個別注記表従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページ目に記載の、掲載している各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内



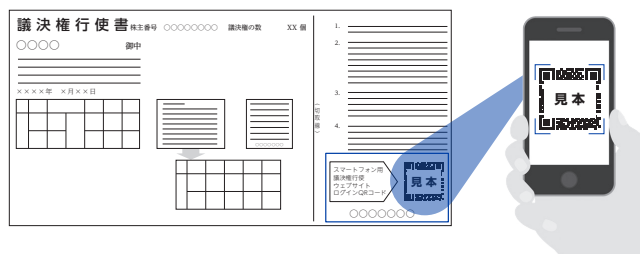
インターネット等による議決権行使

行使期限 | 2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記の「議決権行使ウェブサイト」より、変更をお願いします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類 議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第78期の期末配当につきましては、積極的な成長投資と株主還元を両立するとともに、安定的な配当の継続を基本とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1 配当財産の種類……………金銭といたします。
- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額……………当社普通株式1株につき金140円といたします。
なお、この場合の配当総額は13,634,793,760円となります。
これにより中間配当（1株につき80円）と合わせまして、
年間配当金は1株につき220円となります。
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日……………2026年6月26日といたします。

第2号議案

取締役12名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（12名）は任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、当社の定める「取締役の選任基準」及び「社外役員
の独立性に関する考え方」は16ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	候補者属性
1	すみもと のり たか 住 本 憲 隆	代表取締役社長	再任
2	おき ひとし 沖 齊	専務取締役	再任
3	もち づき まさ ひさ 望 月 正 久	常務取締役	再任
4	ま き や り え こ 真喜屋 理恵子	常務取締役	再任
5	やま ざき よし あき 山 崎 美 明	取締役	再任
6	しま ざき やす こ 島 崎 康 子	取締役	再任
7	はし もと あつし 橋 本 淳	総務部長・生産部長	新任
8	つつみ ただす 堤 殷	代表取締役会長	再任
9	や ち ひろ やす 谷 地 弘 安	取締役	再任 社外 独立
10	や ざわ けん いち 矢 澤 健 一	取締役	再任 社外 独立
11	ち の いさむ 千 野 勇	取締役	再任 社外 独立
12	こ ばやし てつ や 小 林 哲 也	取締役	再任 社外 独立

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

3

もち づき まさ ひさ
望 月 正 久

1961年2月22日生

再任

所有する
当社の株式数
11,084株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1986年4月 当社入社
 2012年4月 同 生産部長
 2014年6月 同 関西事業部神戸工場長
 2015年4月 同 関西事業部長
 2016年6月 同 取締役
 2019年6月 同 常務取締役 (現)

取締役候補者とした理由

望月正久氏は、長年にわたり主に管理部門に関する業務をけん引してまいりました。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者となりました。

- ・望月正久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・望月正久氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

4

まきや りえこ
真喜屋 理恵子

1961年4月27日生

再任

所有する
当社の株式数
8,119株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1985年4月 当社入社
 2013年6月 同 取締役
 2013年6月 同 総合研究所長 (現)
 2018年6月 同 常務取締役 (現)

取締役候補者とした理由

真喜屋理恵子氏は、長年にわたり主に研究開発、品質保証、管理部門に関する業務をけん引してまいりました。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者となりました。

- ・真喜屋理恵子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・真喜屋理恵子氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。
- ・真喜屋理恵子氏の戸籍上の氏名は、磯邊理恵子であります。

5

やま ざき よし あき
山 崎 美 明

1964年8月13日生

再任

所有する
当社の株式数
1,444株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1987年 4月 当社入社
2014年 2月 同 関西事業部中四国支店長
2021年 6月 同 中京事業部長
2021年 6月 同 関西事業部長
2023年 6月 同 九州事業部長
2024年 6月 同 取締役 (現)
2025年 6月 同 物流部長 (現)

取締役候補者とした理由

山崎美明氏は、長年にわたり営業部門に関する業務に従事し、現在は加工食品部・低温食品部・マーケティング部・広域営業部等の担当、物流部長を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といたしました。

- ・山崎美明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・山崎美明氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

6

しま ざき やす こ
島 崎 康 子

1968年8月8日生

再任

所有する
当社の株式数
6,043株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1991年 4月 当社入社
2014年 6月 八戸東洋株式会社 取締役
2015年 6月 同 常務取締役
2017年 6月 同 代表取締役社長 (現)
2025年 6月 当社 取締役 (現)

取締役候補者とした理由

島崎康子氏は、長年にわたり研究開発に関する業務に従事し、現在は埼玉工場・相模工場の担当、関係会社の社長を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といたしました。

- ・島崎康子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・島崎康子氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。
- ・島崎康子氏の戸籍上の氏名は、大鐘康子であります。

7

はし
橋 もと
本あつし
淳

1971年9月14日生

新任

所有する
当社の株式数
3,170株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1995年4月 当社入社
 2016年2月 同 資材部長
 2020年6月 マルチャン,INC. 取締役
 2023年6月 マルチャンテキサス,INC. 常務取締役
 2024年8月 当社 総務部長 (現)
 2025年6月 同 生産部長 (現)

取締役候補者とした理由

橋本淳氏は、長年にわたり海外事業、生産・資材部門に関する業務に従事し、現在は総務部長・生産部長を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といたしました。

- ・橋本淳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・橋本淳氏の所有する当社の株式数は、従業員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

8

つつみ
堤ただす
殷

1945年1月25日生

再任

所有する
当社の株式数
41,790株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1968年4月 当社入社
 1989年6月 同 取締役
 1993年6月 同 常務取締役
 1999年4月 同 代表取締役専務
 2003年6月 同 代表取締役社長
 2012年6月 同 代表取締役会長 (現)

取締役候補者とした理由

堤殷氏は、当社の会長、社長として長年にわたり経営を担った経験と実績を有しております。業務執行の監督等、的確な役割を果たしていることから当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といたしました。

- ・堤殷氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・堤殷氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

9

や ち ひろ やす
谷 地 弘 安

1969年1月30日生

再任

独立

社外

所有する
当社の株式数
一株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1997年4月 横浜国立大学経営学部専任講師
 1998年4月 同 助教授
 2012年4月 同 教授
 2019年4月 同 学部長
 2019年6月 当社 取締役 (現)
 2021年4月 横浜国立大学理事・副学長
 2023年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研
 究院教授 (現)

**社外取締役候補者とした理由及び
期待される役割**

谷地弘安氏は、現在横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授を務め、経営学、マーケティングの分野に関する深い知見を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

- ・谷地弘安氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・谷地弘安氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)谷地弘安氏の重要な兼職先である横浜国立大学と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2)谷地弘安氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
 - (3)当社は、谷地弘安氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4)当社は、谷地弘安氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、谷地弘安氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

10

矢澤健一

1948年10月2日生

再任

独立

社外

所有する
当社の株式数
一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1967年 4月 株式会社第四銀行（現 株式会社第四北越銀行）入行
 2000年 6月 同 取締役総合企画部長
 2004年 6月 同 常務取締役
 2005年 6月 同 代表取締役常務
 2008年 4月 同 代表取締役専務
 2011年 6月 同 代表取締役副頭取
 2012年 6月 第四ジェーシービーカード株式会社
 代表取締役社長
 2013年 6月 亀田製菓株式会社 社外監査役
 2016年 3月 株式会社福田組 社外取締役
 2020年 6月 当社 取締役（現）

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割

矢澤健一氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者となりました。

- ・矢澤健一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・矢澤健一氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 矢澤健一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
 - (2) 当社は、矢澤健一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (3) 当社は、矢澤健一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、矢澤健一氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

11

ちの野

いさむ
勇

1957年3月11日生

再任

独立

社外

所有する
当社の株式数
一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

- 1981年4月 長野県経済事業農業協同組合連合会
(現 全国農業協同組合連合会長野県本部) 入会
- 2013年3月 全国農業協同組合連合会長野県本部
副本部長
- 2014年11月 株式会社長野県A・コープ 代表取締役
社長
- 2020年5月 ながの農業協同組合理事
- 2020年6月 当社 取締役 (現)
- 2023年5月 ながの農業協同組合監事

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割

千野勇氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

- ・千野勇氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・千野勇氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)千野勇氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
 - (2)当社は、千野勇氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (3)当社は、千野勇氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、千野勇氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

- 1991年 4月 弁護士登録
(第二東京弁護士会所属)
- 2006年 1月 小林総合法律事務所所長 (現)
- 2006年 6月 ソースネクスト株式会社 社外監査役
(現)
- 2016年 4月 独立行政法人大学改革支援・学位授与
機構法科大学院認証評価委員会委員
(現)
- 2018年 6月 日弁連男女共同参画推進本部クォータ
制検証PT副座長
- 2019年 4月 第二東京弁護士会男女共同参画推進本
部副本部長 (現)
- 2021年 6月 当社 取締役 (現)
- 2023年 4月 内閣府男女共同参画会議「計画実行・
監視専門調査会」委員 (現)
- 2024年12月 内閣府男女共同参画会議「第6次基本
計画策定専門調査会」委員
- 2026年 6月 公益社団法人 日本リハビリテーション
医学会外部理事 (現)

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割

小林哲也氏は、現在小林総合法律事務所所長を務め、弁護士としての専門的知識を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者となりました。

・小林哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

・小林哲也氏は、社外取締役候補者であります。

・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1)小林哲也氏の重要な兼職先である小林総合法律事務所、ソースネクスト株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

(2)小林哲也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。

(3)当社は、小林哲也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(4)当社は、小林哲也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、小林哲也氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

(注) 当社は、後記「会社役員に関する事項」(50ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。取締役候補者のうち再任取締役候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、新任取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<取締役の選任基準>

当社における取締役の選任にあたっては、指名・報酬委員会における協議の結果を尊重し、社外取締役及び社外監査役を含め取締役会に諮って決定しております。社内取締役の選任にあたっては、営業、製造、管理部門等、各業務部門から幅広く選任し、社外取締役の選任にあたっては、企業経営等に精通し、深い知見を有する者を選任しております。

<社外役員の独立性に関する考え方>

1. 当社は、下記基準に該当しない場合、独立性を有するものと判断する。
 - ① 当社の大株主（事業年度末における株式の保有割合上位10名の株主）又はその業務執行者
 - ② 当社の主要な取引先で、直近事業年度における当社との年間取引額が当社又はその者の連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者
 - ③ 当社グループの借入先に該当する者又はその業務執行者
 - ④ 当社の主幹事証券会社に所属する者
 - ⑤ 当社グループの取締役・監査役・業務執行役員である者
 - ⑥ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - ⑦ 当社グループから、直近事業年度において寄付又は助成を受けている組織の業務執行者
 - ⑧ 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから多額の金銭等を得ている者
 - ⑨ 過去3年間のいずれかの時点において、上記①から⑧のいずれかに該当していた者
 - ⑩ 上記①から⑧のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
2. 当社は、当社の社外役員としての在任期間が長期にわたる場合、独立性を有しないと判断する。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役高橋 清氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任を補欠としてお願いするものであります。

本議案により選任される監査役の任期は、前任者の残任期間である2028年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

まつもと ちよこ
松本千代子

1957年4月3日生

新任

所有する
当社の株式数
4,215株

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1984年3月 田子製氷株式会社入社

2015年3月 当社 経理部長

2021年6月 同 取締役(現)

監査役候補者とした理由

松本千代子氏は、当社の経理担当取締役を経験しており、財務および会計に関する深い知見を有しております。このような経験と実績から、同氏の高い専門性により当社の監査を適切に遂行できるものと判断し、常勤監査役候補者といたしました。

- ・松本千代子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・松本千代子氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

(注) 当社は、現在、後記「会社役員に関する事項」(50ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。上記の新任監査役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<取締役及び監査役のスキル・マトリックス>

本総会において第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役が有する主なスキルは以下のとおりです。

第78回定時株主総会後の当社取締役・監査役（予定）		企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	マーケティング・営業	人事・労務	品質・生産・研究開発	グローバル	ESG・サステナビリティ
住本 憲隆	代表取締役社長	●		●	●	●	●	●	●
沖 斉	専務取締役	●			●				
望月 正久	常務取締役	●	●	●		●	●		●
真喜屋 理恵子	取締役	●		●		●	●		●
山崎 美明	取締役	●			●				
島崎 康子	取締役	●					●		
橋本 淳	取締役	●				●	●	●	●
堤 殷	取締役相談役	●		●		●	●	●	●
谷地 弘安	取締役	社外	独立			●			
矢澤 健一	取締役	社外	独立	●	●				
千野 勇	取締役	社外	独立	●		●			
小林 哲也	取締役	社外	独立		●				●
及川 雅晴	監査役	●	●					●	
松本 千代子	監査役	●	●						
樋口 哲朗	監査役	社外	独立	●					
遠藤 輝好	監査役	社外	独立		●				

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、有するすべての知見を表すものではありません。

<スキル項目と選定理由>

スキル	選定理由
企業経営	企業経営全般に関する知見を活かし、経営戦略の立案・実行を的確に監督するとともに、中長期的な企業価値向上に資する重要な意思決定を行うことが重要であると考え、本項目を選定しています。
財務・会計	財務戦略および管理会計に関する知見を活かし、財務状況や経営成績を的確に把握・分析した上で、健全な経営判断および中長期的な企業価値向上に資する意思決定を行うことが重要であると考え、本項目を選定しています。
法務・コンプライアンス	企業活動に伴う法的課題およびコンプライアンスに関する知見を活かし、法令遵守体制の確保を通じて、健全な企業運営および適切なガバナンスを実現することが重要であると考え、本項目を選定しています。
マーケティング・営業	マーケティングおよび営業活動に関する知見を活かし、販売戦略の方向性を的確に見定めるとともに、ブランド価値の強化を通じて中長期的な企業価値向上に資する意思決定を行うことが重要であると考え、本項目を選定しています。
人事・労務	人事運営および労務管理に関する知見を活かし、組織力の向上と持続的成長を支える人的資本経営を推進するための意思決定を行うことが重要であると考え、本項目を選定しています。
品質・生産・研究開発	品質管理、生産および研究開発に関する知見を活かし、高品質な商品の安定的な供給を確保するとともに、技術力および商品力の強化を通じた競争力向上に資する意思決定を行うことが重要であると考え、本項目を選定しています。
グローバル	海外事業に関する知見を活かし、グローバルな視点から事業成長の機会および課題を適切に捉え、海外事業の成長に資する経営判断を行うことが重要であると考え、本項目を選定しています。
ESG・サステナビリティ	環境・社会・ガバナンスに関する知見を活かし、社会課題への対応と中長期的な企業価値向上を両立するサステナビリティ経営を推進するための意思決定を行うことが重要であると考え、本項目を選定しています。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。なお、「社外役員の独立性に関する考え方」は16ページに記載のとおりであります。

うし じま
牛 嶋

つとむ
勉

1950年7月16日生

社外

独立

所有する
当社の株式数
一株

略歴

(重要な兼職の状況)

- 1976年4月 弁護士登録
(第一東京弁護士会所属)
- 1982年6月 税理士登録
(東京税理士会所属)
- 2003年7月 株式会社光文社 社外監査役(現)
- 2015年4月 医療法人社団研靖会監事(現)
- 2023年4月 牛嶋・和田・藤津・吉永法律事務所
(現)

補欠社外監査役候補者とした理由

牛嶋勉氏は、長年にわたり弁護士・税理士として専門的知識を培われており、監査役に就任された場合に同氏の高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ・牛嶋勉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・牛嶋勉氏の重要な兼職先である牛嶋・和田・藤津・吉永法律事務所、株式会社光文社、医療法人社団研靖会と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・牛嶋勉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。就任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
- ・牛嶋勉氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
- ・当社は、現在、後記「会社役員に関する事項」(50ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。牛嶋勉氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

当期の功労に報いるため、当期に取締役（社外取締役を除く。本議案において同じ）であった11名に対し、総額78,060,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対して支給する具体的金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

上記金額は、当期の利益、従来に支給した役員賞与の額、その他諸般の事情を勘案して、社外取締役及び社外監査役にも共有された賞与支給基準に基づき算出した、当期に取締役であった11名に対して支給すべき個人別の賞与支給額を合算した金額であり、指名・報酬委員会への諮問を経た金額であることから相当な金額であると考えておりますが、後記事業報告「4.会社役員に関する事項」 「(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」 「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」 (50ページ) に記載の決定方針に従って個人別の支給額を決定いたしたいと存じます。かかる決定にあたっては、指名・報酬委員会の協議の結果を尊重します。

<株主提案（第6号議案から第10号議案まで）>

第6号議案は、1名の株主様（議決権数16,918個）からのご提案によるものです。

なお、議案の要領及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案権の行使書の原文のまま記載しております。

第6号議案

自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社の普通株式を、株式総数3,310,000株、取得価額の総額36,000,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回る場合は、会社法により許容される取得価額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得する。

なお、本議案に基づく自己株式の取得は、当社が2026年3月期からの3年間を対象とする3か年中期経営計画において公表している、総還元性向70%に向けた対応として実施済み又は実施予定の自己株式の取得とは別枠のものとし、当該3か年中期経営計画に基づき当社が取得した、又は取得する自己株式は、本議案に基づく取得株式数及び取得価額の総額には算入しないものとする。

(2) 提案の理由

弊社は当社が2024年以降に実施された自己株式の取得再開、総還元性向70%の方針導入等の改革に深く敬意を表します。このような事業が生み出す利益を株主へ継続還元する「フロー」に着目した改革は、株価とバリュエーションの改善に貢献しました。

しかし、長年積み上がった余剰現預金という「ストック」の問題は依然残されており、抜本的な解消には既存の還元方針とは別に、このストックの適正化に資する追加的な施策が必要です。本議案が提案する360億円は手元現預金（約2,334億円）の約15%に相当し、事業運営・投資計画に支障を与えることのないサステナブルな規模であると考えます。自己株式の取得は発行済株式総数の減少を通じて将来的な配当負担を軽減し、中長期的な企業価値向上に資する施策です。

本議案は、既存の総還元性向70%と組み合わせることで、当社自身が掲げるROE15%の長期目標を現中期経営計画期間中に前倒しで達成し、さらなる企業価値向上を目指すものです。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

(1) 現中計を策定して推進してきた実績について

(A)当社は、株主様への還元につきましては、将来事業への投資や自己資本強化を考慮しながら、自己株式の取得及び消却や配当の実施を検討する方針を当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで定めて開示しており、この方針に基づいて、これまで、安定的な配当路線の堅持と累進的な増配を続けることが、株主様への還元策として最適であると考え、2007年度以来、リーマンショックやコロナ禍などの世界的な経済情勢の下振れ期にも22%以上の安定的な配当性向を維持しながら、累進的な配当金額の積み上げを重ねて参り、過去5年間についても、次のとおり、配当性向30%以上の実績を上げて参りました。

(ご参考) 過去5年間の株主還元の推移及び本年 (案)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 案
年間配当金	90円	90円	100円	170円	200円	220円
1株当たり純利益	284.64	219.48	324.36	544.95	636.18	713.27
配当性向 (連結)	31.6%	41.0%	30.8%	31.2%	31.4%	30.8%

(B)2025～2027年度の3カ年を対象とする中期経営計画 (以下「現中計」といいます。)においても「企業価値を向上させることでステークホルダーを笑顔にしたい」という当社の“ありたい姿”の実現に向けて、成長領域への設備投資を積極的に実施するとともに、株主還元の強化を掲げ、当社は、現中計に基づき、株主還元強化と資本効率の向上を目的に、配当に加え自己株式取得を計画しており、現中計の計画期間中の総還元性向は70%を目途に実施して参ります。

(C)具体的には、まず、2025年度について、中間期で1株あたりの配当80円を実施させていただき、そのうえで、本総会で「剰余金処分の件」にて期末配当議案を上程し、20円の増配をお諮りすることにより、1株あたりの配当金を140円、中間期と合計して年間1株あたり220円とすることを提案させていただきます。2026年度についても、2026年5月15日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社は、取得しうる株式数上限を3,000,000株とし、取得価額の総額上限を275億円として自己株式取得の実施を決定しており、現中計の対象期間中の総還元性向70%の実現に向けて着実に歩を進めております。

(2) 現中計に基づき推進している累進配当と自己株式取得に追加して自己株式取得が必要となる理由がなく、却って弊害があること

- (A)このような取組みの中、本株主提案は、2026年5月15日付自己株式取得枠の総額275億円とは別枠で、取得価額の総額を360億円とする2025年度純利益の約51%に相当する大規模な自己株式取得を、わずか1年という短期間で実施することを内容とするものです。すなわち、合算して635億円という、当社の2025年度における連結純利益701.88億円の90%を超える水準となります。さらに、上記配当（1株当たり年間220円）を含めた場合、総還元額は当社の2025年度における連結純利益の金額を超過し、同年度の総還元性向は約120%となります。このような自己株式取得を短期間で実施した場合、当社の企業価値向上のために必要な将来への投資の余地を狭めることとなります。不確実な世界情勢、中東情勢により急激な円安進行に燃料価格高騰が追い打ちをかけて当社グループのサプライチェーン全体に支障が実際に生じており、これが長期化・深刻化することも懸念されます。他方で、食品業界においては、想定外の事態が生じて商品供給を絶やすことができない一方で、商品供給のコストバランスが崩れた際でも容易に価格転嫁することができないために当社がコスト調整弁の役割を担うことで市場における商品供給量全体への悪影響を最小限に留める必要があるため、一定額の現金及び預金を保有して財務健全性を保つことが必須であると認識しております。実際に、2008年からの金融危機や先般のコロナ禍においても、当社は安定的な商品供給を持続して市場全体への悪影響を軽減すべく、当社が柔軟な対応を行うことで我が国のみならず、北米を始めとする世界各地の家庭の食糧事情全体を下支えして参りました。このような役割を当社が果たすことは、当社が業界内における信頼を確保するとともに市場を安定させることに繋がるもので、ひいては当社の新たな成長基盤の礎になり、その結果として、業界内における当社の市場シェアを維持する一因となっていると考えております。
- (B)仮に、本株主提案のような短期的な視点に立ち、大規模な自己株式取得を短期間で実施した場合には、当社が上記のようなコスト調整弁の役割を担うことができるだけの経営体力を失い、ひいては業界内における当社の信頼や成長基盤、市場シェアが脅かされることにも繋がりがねないと危惧しております。
- (C)当社としては、当社定款7条には、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって買受けることができる旨の定めが置かれており、中長期的な経営戦略及び実際の業績、当社株式の取引状況、株価等を踏まえたうえで、機動的に取得ができる体制となっておりますので、この体制を活用し、2025年度の業績を踏まえて、2026年5月15日付自己株式取得枠として275億円の取得枠を設定しており、この自己株式取得枠に基づく自己株式取得を着実に実行することが適切であると考えております。

(3) 現中計に基づき株主還元を実施することが当社の中長期的な企業価値向上及び株主共同の利益に資すること

- (A)現中計において言明したとおり、当社は、現中計の対象期間において総還元性向70%を目途に株主還元を、人的投資、研究開発等の「将来への投資」と「両立」して実施していくことを計画しております。
- (B)かかる現中計は、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益を最大化させるという観点から、取締役会で慎重に検討し、決定したものです。ROE 15%を長期目標として掲げ、それに向けて、株主還元と将来への投資とを両立した最適な経営資源の配分を実現しつつ、機動的な資本配分を実行する当社の方針が、資本収益性の向上と持続的な成長の双方を実現し、中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものであると考えております。そしてこの考え方は、現在検討が進められているコーポレートガバナンス・コードの改訂方針と軌を一にするものです（金融庁＝東京証券取引所の2026年4月10日付「成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」参照）。
- (C)これに対し、本株主提案は、不確実な中東情勢が長期化して原油供給不足による原材料費高騰など事業環境がさらに厳しくなりつつある本総会終了後1年間で360億円という規模で固定額の自己株式取得を追加で実施することにより、当社が長期目標として掲げるROE 15%を現中計の対象期間中に前倒しで実現することを求めるものですが、本株主提案「提案の理由」に記載のとおり、提案株主の主張する自己株式取得の規模・期間は、足許の為替相場で円換算された貸借対照表上の現金及び預金の額から機械的に算出されたものに過ぎず、また、長期目標の性急な実現を求めるもので当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益を最大化させるという観点から検討されたものでもありません。そもそも、ROEは自己資本を分母とし、当期純利益を分子として算出される料率ですが、分子である当期純利益が当期における原材料市況、為替、物流、人件費、設備投資の実行等の外部環境により大きく変動するため、各期の当期純利益の状況を加味した指標として参照されるべきものであり、分母となる自己資本を圧縮することで短期間で一定の水準に誘導することが適切とは限りません。当社の利益は食品メーカーとしての事業特性上、これら外部環境の影響を受けやすく、足元の原材料、物流、人件費などの高騰に伴う製造販売コスト増が見込まれる状況下、それに直接的に影響される今後の当期純利益の変動幅を踏まえ、自己資本の圧縮のみでROEを引き上げることは、当社の利益創出力の向上に資するものではありません。

(4) 結論

従って、本株主提案は、当社の将来事業への投資や総合的なキャピタルアロケーションや中長期的な企業価値の向上の実現を可能とするために必要な財務基盤の強化について考慮しておらず、そもそも、これらについて考慮しながら株主様への還元の実施を検討する旨で開示させていただいている当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに反しております。

以上より、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第7～10号議案は、1名の株主様（議決権数1,564個）からのご提案によるものです。
なお、議案の要領及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案権の行使書の原文のまま記載しております。

第7号議案

自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数12,500,000株、取得価額の総額100,000,000,000円（但し、2026年4月1日から本定時株主総会日までに当社取締役会において自己株式の取得が決議された場合はその取得価額の総額を控除した額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の自己資本比率は80%を超え、かつ純資産の過半が事業価値の創出に寄与しない「現預金」や「投資有価証券」といった純財務資産で構成されています。この極めて保守的な資本構成は、自己資本利益率（ROE）を構造的に押し下げる要因となっています。

東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営」においては、資本コストおよび資本収益性を踏まえたバランスシート運営が求められており、またコーポレートガバナンス・コード改定の議論においても「保有現金の合理性」に対する説明責任の明確化が進んでいます。明確な使途を伴わない余剰資金の滞留は、資本規律の観点から看過できない経営課題であると考えます。

当社が昨年、キャピタルアロケーションおよび株主還元に関する定量目標を示された点は評価しておりますが、計画期間を通じてなお多額の現金が残存する見込みであり、その必要水準についての合理的な説明がありません。

こうした認識のもと、弊社は資本効率の改善と株主価値の向上を目的として、1,000億円規模の自己株式取得の実施を提案いたします。当面の設備投資を勘案しても、同取得後においてなお1,000億円以上の手元資金を確保することは可能であり、事業の継続性に支障はないと考えます。また、過去のROICは平均15%超で推移しており、掲げられたROE15%は適切な資本構成のもとでは速やかに達成可能な水準です。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

- (A)第6号議案に対する意見で述べましたとおり、当社は、安定的な配当路線の堅持と累進的な配当を続けることが、株主様への還元策として最適であると考えておりますが、自己株式についても、当社定款7条には、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって買受けることができる旨の定めが置かれており、中長期的な経営戦略及び実際の業績、当社株式の取引状況、株価等を踏まえたうえで、機動的に取得ができる体制となっておりますので、この体制の下で、当社は、現中計に基づき、株主還元強化と資本効率の向上を目的に、累進配当を実現しながら、足元の業績を踏まえて機動的に自己株式取得を実施することで、現中計の計画期間中の総還元性向は70%を目途に実施して参ります。
- (B)その中で、本株主提案は、取得価額の総額を（2026年5月15日付自己株式取得枠の総額275億円を含めて）1,000億円とする大規模な自己株式取得を、わずか1年という短期間で実施することを内容とするものです。このような1,000億円という、当社の2025年度における連結純利益701.88億円の140%以上にも上る巨額の自己株式取得を、わずか1年という短期間で実施することは、第6号議案について指摘した懸念やリスクをより大きくするものと言えます。
- (C)従って、本株主提案は、当社の将来事業への投資や自己資本強化などの総合的なキャピタルアロケーションや中長期的な企業価値の向上の実現を可能とするために必要な財務基盤の強化について考慮しておらず、そもそも、これらについて考慮しながら株主様への還元の実施を検討する旨定めて開示させていただいている当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに反しております。
- (D)以上より、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第8号議案

譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の基本報酬は、1991年6月27日開催の定時株主総会決議において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とすることが承認決議しているが、今般、当社の取締役（社外取締役である取締役を含む）に対し、新たに年額400百万円以内、付与株式数の上限40,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としてはROEやTSR（株主総利回り）を含む各種KPI等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

弊社は、日本の取締役会の最大の弱点が、取締役の株式保有の少なさに起因する株主目線の欠如にあると考えます。当社においても創業家出身者を除き株式保有は少なく、報酬の大半は基本報酬に依存しており、業績連動報酬は導入されているものの、株主との価値共有は十分とは言えません。株主と利益を一体化するため、株価と連動した株式報酬の導入・拡充は不可欠です。

取締役と株主との価値共有を図るための株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされています。しかし、当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入しておらず、株主と利益を共有するインセンティブ設計が不十分です。譲渡制限付株式報酬は在任中に付与されなければ実効性を欠くため、より短期間で一定規模の付与が必要です。

また欧米では、トップマネジメントで基本報酬の3～5倍、社外取締役でも1倍程度の株式保有を求めるガイドラインが一般的であり、当社においても制定及び開示が必要です。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

(1) 当社の取締役報酬制度

- (A) 当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬等は、基本報酬と賞与のみにより構成するものとしております。
- (B) 基本報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の貢献度に基づいて年間の報酬額が決定されます。かかる決定に係る手続きは、次のとおり二段階の慎重な審議を経ることとされております。すなわち、まず、取締役会の諮問機関として設置され、過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬委員会」で審議が行われ、次いで、同委員会の答申に基づき、これらを社外取締役、社外監査役も出席する取締役会で審議されたうえで、個々の取締役の実際の職務執行の実態や業績数値に反映されない貢献度も斟酌されて決議されています。
- (C) 当社は、基本報酬については、その報酬限度額400百万円を、1991年6月27日開催定時株主総会で決議いただいて以来35年にわたり固守してきております。他社の水準と比べても決して高額なものではないと考えておりますが、その範囲内で基本報酬を以ってステークホルダーのために社会的貢献を果たしながら中長期的な視点で企業価値向上と株主共同の利益を目指す高度な倫理観と当社の企業価値に対する責任感を役位等に応じて各取締役に対して求める報酬制度を採用しております。
- (D) この35年前の報酬限度額の改定を検討することは別論、株主様と経営陣の利益、長期的な企業価値の向上と経営陣の報酬を連動させる等、株式を始めとするインセンティブ付与を目的とする中長期業績連動報酬については、慎重に検討すべきであると考えております。

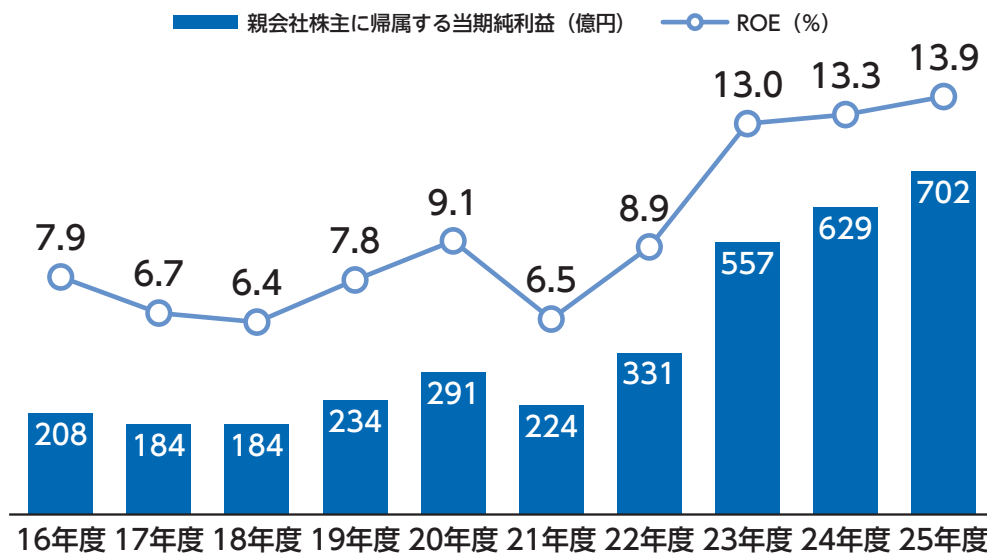
(2) 本株主提案の株式報酬を導入する必要がないと考える理由

- (A) 本株主提案は、株主総会で決議された報酬限度額400百万円（1991年6月27日開催定時株主総会決議）とは別枠で、新たに年額400百万円以内、付与株式数の上限40,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するものです。提案株主は、その理由として、欧米では、トップマネジメントで基本報酬の3～5倍、社外取締役でも1倍程度の株式保有を求めるガイドラインが一般的であることを上げておりますが、欧米で一般的であることが我が国で直ちに当てはまるものではないと考えております。
- (B) 本株主提案に基づく追加の譲渡制限付株式報酬制度が導入され、かつ、業績基準を満たす場合には、譲渡制限付株式の累計額は取締役の固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式が3年間で付与されることとなりますので、本制度が導入され、固定報酬の金額が現状どおり維持された場合には、取締役の報酬総額が現在の数倍に増加することと想定されますが、これでは過大なインセンティブ報酬枠となり、当社として現時点において基本報酬を以ってステークホ

ルダーのために社会的貢献を果たしながら中長期的な視点で企業価値向上と株主共同の利益を目指す高度な倫理観と当社の企業価値に対する責任感を役員等に応じて各取締役に対して求める報酬制度の目的を損なうばかりでなく、そもそも当社が現在定める取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針から大きく乖離いたします。

(C)次のとおり、当社は着実に業績を上げ、企業価値向上を実現して参りましたが、これは当社の取締役が現時点における当社の報酬制度の下で当社グループをけん引してきた結果であります。

(ご参考) 親会社株主に帰属する当期純利益とROEの推移



(D)本株主提案のとおり、ROEやTSRを含む業績連動型のインセンティブ制度として設計した場合、過度に業績連動報酬に傾斜した報酬体系となり、これまで当社の業績と企業価値向上を実現してきた当社の報酬制度を損なうものと考えております。

(E)もとより、2026年4月現在、当社8名の業務執行取締役が保有する当社株式は、時価換算で12名の取締役会全体の報酬の3.3倍相当の株式を保有しており、業務執行取締役が少数株主の立場にあって一般株主の利益を公平に代表しており、当社取締役会が株価を安定的に向上させる施策を講じるインセンティブがございます。

(F)以上より、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第9号議案

社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(員数) 第18条 当社の取締役は20名以内とする。	(員数) 第18条 当社の取締役は20名以内とする。
2 (新設)	<u>2 上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、プライム市場上場会社は独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきであるとしたうえで、必要と考える場合には過半数の独立社外取締役を選任すべきであると規定しています。

当社は、取締役12名のうち社外取締役は4名にとどまっており、形式的には要件を充足しているものの、取締役会の独立性及び監督機能の実効性の観点からはなお改善の余地があります。社外取締役を過半数とすることにより、経営陣から独立した視点に基づく議論が促進され、当社の中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制の構築が可能と考えます。

また、社外取締役については人数のみならず資質も重要であり、資本市場に精通した人材、特にアナリストとして高い経験とスキルを有する人材の登用を検討すべきです。こうした人材は、投資家視点を取締役会にもたらし、企業価値向上に向けた意思決定の質の向上に寄与します。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

(1) 当社の取締役候補者の決定プロセス

- (A)当社は、取締役の指名・報酬等に係る事項について、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関であり委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役候補者の指名については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議することとしております。
- (B)当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、取締役候補者の選任にあたっては、豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有し、取締役にふさわしい能力、人格・識見を備えた者であることを基準としております。また、取締役会の構成においては、多様性を有し、闊達な議論がなされる構成とするため、社内からの内部昇格のみならず、企業経営者および各界の有識者の中から、適材適所の観点をもとに決定しております。
- (C)なお、当社が社外取締役に期待する役割は、各取締役の知見や経験等に基づき、社外取締役が「当社経営陣に対する客観的な視点で提言や業務執行に対する適切な監督を行うこと」と認識しており、当社は、社外取締役に幅広い人材を登用し、様々な視点からの提言・監督を受けることにより、当社経営のさらなる強化・充実を図っております。
- (D)このように、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、適切な取締役候補者を選定するとともに、各取締役候補者のスキルのバランスや多様性の確保を踏まえて、取締役会構成を決定しております。

(2) 当社の取締役会が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する最適な構成であると考える理由

- (A)当社取締役会は、現在、取締役12名（うち独立社外取締役4名）で構成されておりますが、これまでも、企業理念の実現や中長期的な企業価値向上に向けた建設的な議論を行うとともに、事業拡大に向けた積極的な成長投資を行い、安定した財務基盤を維持することで、株主の皆さまへの還元強化を実現してきたものと考えております。
- (B)本定時株主総会において、当社が提案予定の取締役選任議案をご承認いただきますと、取締役会の構成は12名中4名が独立社外取締役となり、また、取締役会の構成として女性2名を含むことから、取締役会における多様性は確保されていると考えております。また、当該4名の独立社外取締役は、いずれも弁護士、企業経営経験者、学識経験者、金融機関経験者といった専門家であり、それぞれが専門知識と様々な経験とともに、コーポレートガバナンスに対する深い知見を有しております。

(C)そのため、本株主総会後の当社取締役会においても、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたガバナンスの有効性は十分に確保されますので、社外取締役を過半数とすることが必須とは考えておりません。

(3) 社外取締役を過半数とする定款規定を設ける必要がないと考える理由

(A)コーポレートガバナンス・コード【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】は、「業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社・・・は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである」と述べるにとどまり、各社個別の事情を勘案したうえで、必要に応じて過半数の社外取締役の選任を要請しているに過ぎず、すべてのプライム市場上場会社が過半数の独立社外取締役を選任すべきであるとはしておりません。これは、取締役会の機能強化を謳ったコーポレートガバナンス・コード（2026年4月10日付改訂案）の【原則4-10. 独立社外取締役の数の確保】においても同旨です。

(B)本株主提案のように、当社取締役の過半数を常に社外取締役とすることを義務付ける規定を定款に設けた場合、取締役会のあるべき姿の議論や取締役候補者の選択範囲を硬化させ、却って制限し、その時々において最適な取締役会を検討・構成するうえでの妨げになります。

(C)以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(D)当社としましては、今後も引き続き、企業価値向上に資するガバナンス体制の強化に向けて、独立社外取締役の数や比率の向上、企業価値向上に資する適切なスキルを含む取締役会のあり方について、指名・報酬委員会及びその答申を受けた取締役会において検討を進めて参ります。

第10号議案

定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第13条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、/必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>(基準日) 第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>②前項その他定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>	<p>(基準日) 第14条 当社は、毎年5月15日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>②前項その他定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされ、株主総会は会社法に基づき6月末までに開催されています。有価証券報告書は株主が議決権行使の判断に必要な情報を網羅する法定開示書類ですが、当社では総会直前に開示されており、投資家が内容を十分に分析するための実質的な検討期間は確保されていません。議決権基準日を5月中旬へ変更することで、有価証券報告書等の総会前開示に向けた合理的なスケジュール設計が可能となり、投資家や議決権行使助言機関等が情報を精査し、各議案に適切に反映できる環境が整います。

また、本提案はこれまで過度に集中した6月下旬の株主総会開催日の分散を促し、株主がより多くの企業の総会に参加できる環境整備を通じて、株主民主主義の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴わず、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもなく、開示の質及び市場との対話の実効性に資するものです。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

(1) 当社において慎重に検討した結果により現行の開示時期を選択していること

- (A) 金融庁は、「総会前開示の実現方法」(2025年3月28日) (<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji02.pdf>)を公表し、有価証券報告書の総会前開示の実現方法について、事業年度末を基準日としたまま、①現行実務を拡大し、有価証券報告書を総会の1日以上前に開示する方法、同じく、②有価証券報告書開示を前倒しして3週間以上前に開示する方法、あるいは、事業年度末と基準日をずらしたうえで、③議決権基準日と総会日を後倒しする方法、同じく④決算期を前倒しして総会開催時期は変更しない方法を示したうえで、3週間前開示を実現する方法としては、上記②～④の方法を挙げ、いずれの方法を採るかは会社の任意であり、当該会社において、その事情を踏まえ、実務負担の少ない方法を選択できるとしています。
- (B)そこで、当社も直ちに株主様の利便性向上のために、これらのいずれかを選択できるかを慎重に検討したところであり、本株主提案のような、議決権基準日を後倒しにしつつ、それに伴って総会開催日も後倒しにする方法(上記③)も検討しましたが、配当の基準日をいつにするべきか、議決権の基準日と別にする場合には、基準日が複数になりコストが増加するといった問題点や、総会日を7月以降とすることになって第1四半期決算の時期と重なるために現場の業務負担が高じる問題点などが指摘された結果、上記①の方法を採用いたしました。2025年度の有価証券報告書については、昨年よりも前倒して6月19日に開示する予定です。

(2) 直ちに実現することが求められていないこと

- (A)確かに、2025年3月28日に発出された金融担当大臣の要請「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」の中で、「有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましい」とされていますが、同時に「多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。」としており、その実現を直ちに求めているものではありません。
- (B)また、金融庁＝東京証券取引所の2026年4月10日付「コーポレートガバナンス・コード(改訂案)」においても、「金融庁は、企業負担も考慮し、現行法制下で一般化している実務運用からすると株主総会開催日の3週間以上前の開示は必ずしも容易ではないとの認識の下、法務省とも連携しつつ、法制審議会において議論されている有価証券報告書と事業報告等の一本化・会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の一元化や、有価証券報告書の記載事項の整理といった制度的な検討も並行して進める。」と明記されています。

- (C)このように、コーポレートガバナンス・コード（改訂案）においても、現在の実務運用をも踏まえ、株主総会の3週間以上前に行うことを直ちに要請しているわけではありません。
- (D)以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。
- (E)当社としましては、今後も引き続き、株主様の利便性向上の観点から有価証券報告書の総会前開示を可及的速やかに行って参ります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

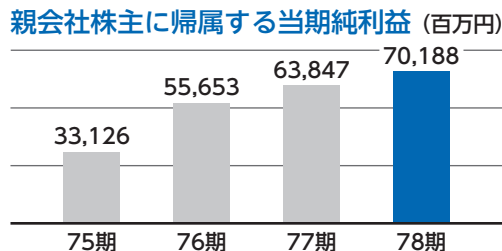
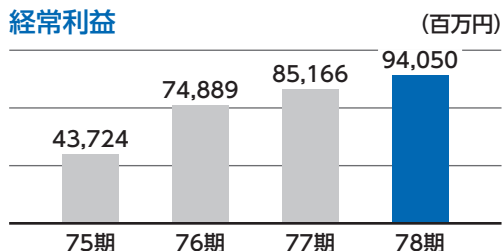
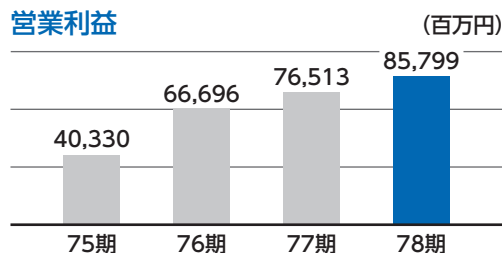
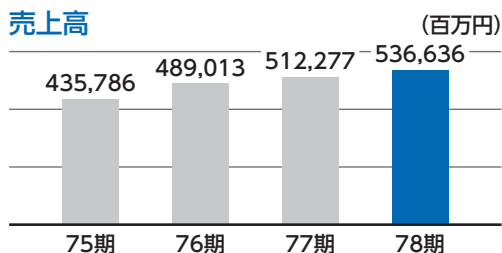
当連結会計年度における我が国経済は、緩やかに回復する状況にありました。先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、中東情勢やアメリカの政策動向及び金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

このような状況の中、当社グループは「Smiles for All.すべては、笑顔のために。」という企業スローガンの下で「食を通じて社会に貢献する」「お客様に安全で安心な食品とサービスを提供する」ことを責務と考え取り組むとともに、厳しい販売競争に対応するため、より一層のコスト削減並びに積極的な営業活動を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は536,636百万円（前年同期比4.8%増）、営業利益は85,799百万円（前年同期比12.1%増）、経常利益は94,050百万円（前年同期比10.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は70,188百万円（前年同期比9.9%増）となりました。

なお、当連結会計年度の為替換算レートは150.78円/米ドル（前連結会計年度は、152.58円/米ドル）であります。

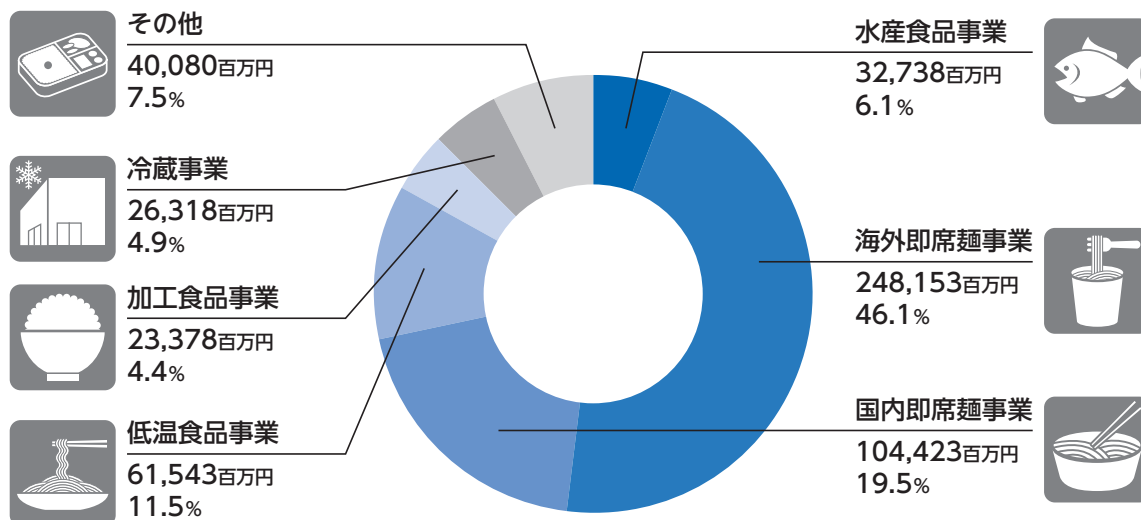
また、当連結会計年度より、在外子会社等の収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算する方法から、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更したため、遡及適用後の数値で前年同期比較を行っております。



(2) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業別	主要品目	売上構成比
■ 水産食品事業	魚介類、魚介類加工品	6.1%
■ 海外即席麺事業	カップ麺、袋麺	46.1%
■ 国内即席麺事業	カップ麺、袋麺、ワンタン	19.5%
■ 低温食品事業	蒸し焼そば、生ラーメン、茹でうどん、冷凍麺、業務用冷凍調理品、チルド食品	11.5%
■ 加工食品事業	フリーズドライ商品、無菌包装米飯、レトルト米飯、だしの素、削り節、魚肉ねり商品	4.4%
■ 冷蔵事業	保管、凍結、配送	4.9%
■ その他	弁当、惣菜	7.5%
計		100.0%

[事業別売上構成比]

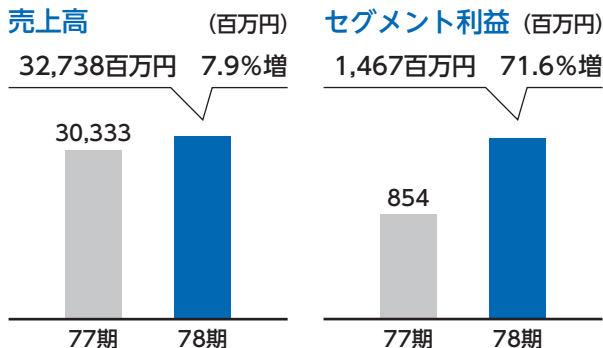




水産食品事業

今期の状況

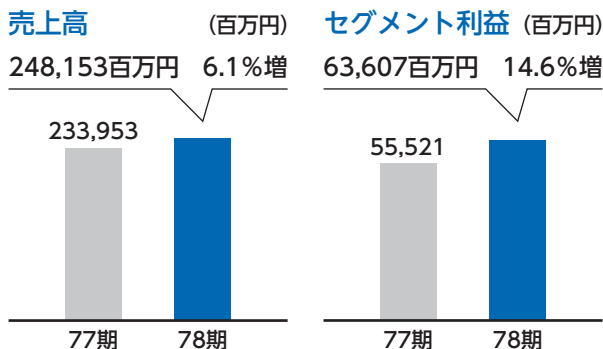
水産食品事業は、積極的な営業活動により外食向け商品を中心に販売数量が伸長いたしました。その結果、売上高は32,738百万円（前年同期比7.9%増）、セグメント利益は、販売数量の伸長に加え、価格改定を実施した一部の商品の利益率が改善したことや、利益率の高い商品の構成比が高まったこと等により1,467百万円（前年同期比71.6%増）となりました。



海外即席麺事業

今期の状況

海外即席麺事業は、米国では25年7月に価格改定を実施いたしました。価格改定後も節約志向が継続する中、新商品の投入やマーケティング活動等の販売促進提案に努めたこと、及び価格改定効果により増収となりました。メキシコでは25年4月に実施した価格改定後もカップ麺、袋麺ともに好調に推移いたしました。その結果、売上高は248,153百万円（前年同期比6.1%増）、セグメント利益は、包材の紙カップ化や輸入原材料の高騰による原材料費等の増加を価格改定等でカバーし、63,607百万円（前年同期比14.6%増）となりました。

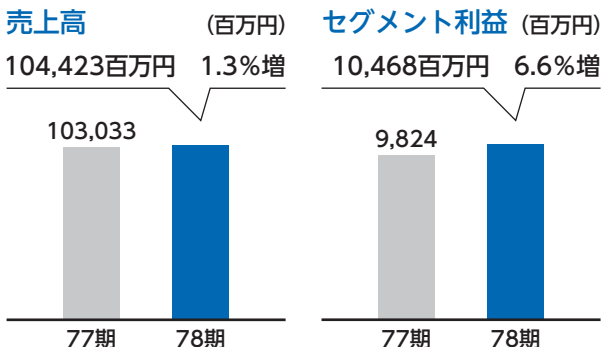




国内即席麺事業

今期の状況

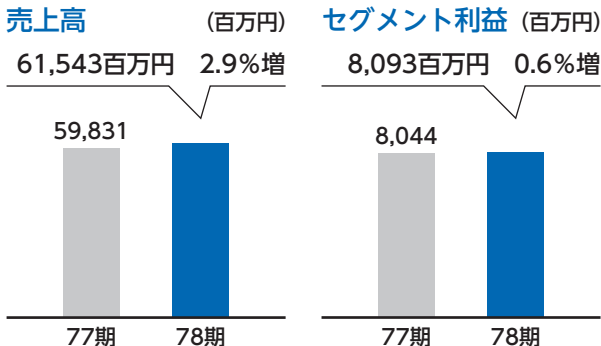
国内即席麺事業は、主力商品の「赤いきつねうどん」、発売45周年の「緑のたぬき天そば」をはじめとした和風カップ麺シリーズ全体が好調に推移したほか、25年3月に定番商品化した「マルちゃん焼そば」が上乘せとなり、増収となりました。袋麺では「マルちゃん正麺」シリーズが堅調に推移し、増収となりました。その結果、売上高は104,423百万円（前年同期比1.3%増）、セグメント利益は、売上の拡大や、広告宣伝費等の減少により10,468百万円（前年同期比6.6%増）となりました。



低温食品事業

今期の状況

低温食品事業は、生麺では発売50周年の「マルちゃん焼そば3人前」シリーズがキャンペーンやイベント等の販売促進に加え、期間限定品の発売により伸長いたしました。その他、「玉うどん3食入」シリーズも節約志向等の需要拡大を受け、増収となりました。冷凍食品では冷凍調理品や冷凍野菜関連商品は25年4月に、冷凍麺は25年6月に価格改定を実施いたしました。主力商品の冷凍麺では引き続き産業給食や外食・行楽関係へ向けた販売強化に努めております。その結果、売上高は61,543百万円（前年同期比2.9%増）、セグメント利益は、減価償却費や運送費等の増加はあったものの、売上の拡大等により8,093百万円（前年同期比0.6%増）となりました。

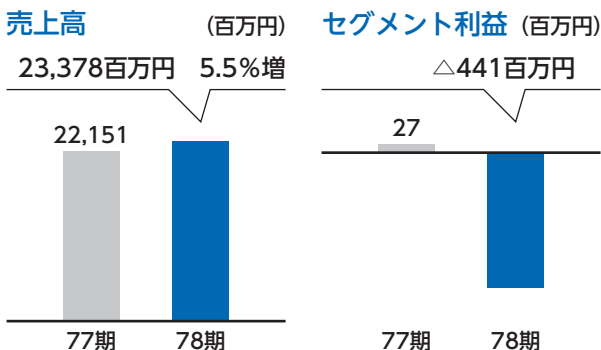




加工食品事業

今期の状況

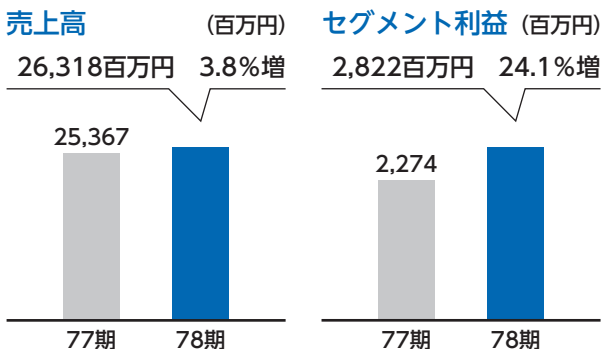
加工食品事業は、米飯商品では時短・簡便といったニーズの高まりと米価の高騰を背景に、パックごはんの利用機会が拡大する中、25年6月と26年2月に価格改定を実施いたしました。主力商品の「あったかごはん」を中心に「玄米ごはん」等の需要喚起に努めたこと、及び価格改定効果により増収となりました。その他、フリーズドライ商品等も堅調に推移し、増収となりました。その結果、売上高は23,378百万円（前年同期比5.5%増）、セグメント損失は、売上の拡大等の効果はあったものの、原材料費や減価償却費等の増加により441百万円（前年同期はセグメント利益27百万円）となりました。



冷蔵事業

今期の状況

冷蔵事業は、在庫水準が年間を通じて高水準で推移したことに加え、活発な荷動きにより入出庫の取扱量が増加し、入出庫料収入も堅調に推移いたしました。また、運送料収入が需要の拡大による取扱量の増加により増収となり、保管料収入を中心に前期を上回りました。その結果、売上高は26,318百万円（前年同期比3.8%増）、セグメント利益は、物価上昇等の影響による人件費や補修費等の増加はあったものの、売上が堅調に推移したことにより2,822百万円（前年同期比24.1%増）となりました。

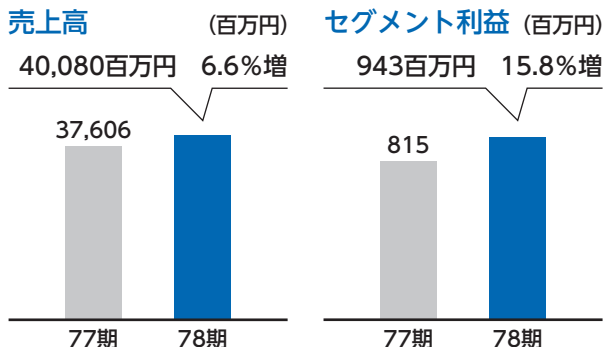




その他

今期の状況

その他は、主に弁当・惣菜事業であります。売上高は40,080百万円（前年同期比6.6%増）、セグメント利益は943百万円（前年同期比15.8%増）となりました。



(3) 対処すべき課題

次期（2027年3月期）の見通しにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、中東情勢やアメリカの政策動向及び金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当食品業界におきましては、消費者の生活防衛意識や低価格志向が続く中で、市場環境は引き続き厳しい状況にあります。また、食の安全・安心等企業の社会的責任がますます求められていくものと考えております。当社グループにおきましては、さらに地域別、製品別の販売促進を強化した積極的な営業活動を実施してまいります。また、費用面でもより厳しい販売競争に対応するため、物流の再構築・生産部門での徹底したコストの削減に注力していく所存であります。

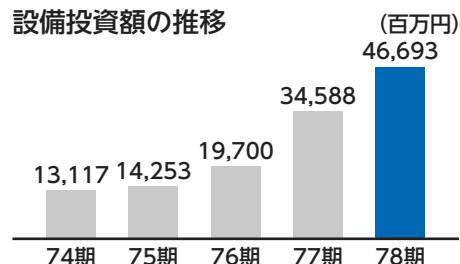
このような状況の中、当社といたしましては、2025年度からの3カ年中期経営計画において基本戦略を定め、“継続と継承”、“変革と進化”を進めることで顧客市場、資本市場での企業価値を向上させ、ステークホルダーを笑顔にするための取り組みを実施してまいります。



(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、46,693百万円であります。その主なものは、工場諸設備の新設、更新、改造等によるものであります。

設備投資額の推移



(5) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、借入金により賄っておりますが、当社は、株式会社三井住友銀行を取り纏め銀行とする計4行と総額100億円のコミットメントラインを締結しております。

なお、当連結会計年度中には、社債、新株式の発行による新たな資金調達は行っておりません。

(6) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第 7 5 期	2023年度 第 7 6 期	2024年度 第 7 7 期	2025年度 (当連結会計年度) 第 7 8 期
売上高(百万円)	435,786	489,013	512,277	536,636
経常利益(百万円)	43,724	74,889	85,166	94,050
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	33,126	55,653	63,847	70,188
1株当たり当期純利益(円)	324.36	544.95	636.18	713.27
総資産額(百万円)	497,083	570,994	594,978	642,877
純資産額(百万円)	404,750	474,534	493,644	543,927
1株当たり純資産額(円)	3,840.08	4,526.89	4,829.96	5,453.98

(注) 在外子会社等の収益及び費用は、従前、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更したため、第77期連結会計年度は、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

報告セグメント別の売上高及びセグメント利益又は損失(△)は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	2024年度 (前連結会計年度) 第 7 7 期		2025年度 (当連結会計年度) 第 7 8 期		前期比増減	
	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益 又は損失(△)	売上高	セグメント利益 又は損失(△)
水産食品事業	30,333	854	32,738	1,467	2,404	612
海外即席麺事業	233,953	55,521	248,153	63,607	14,199	8,085
国内即席麺事業	103,033	9,824	104,423	10,468	1,389	644
低温食品事業	59,831	8,044	61,543	8,093	1,711	49
加工食品事業	22,151	27	23,378	△441	1,227	△469
冷蔵事業	25,367	2,274	26,318	2,822	951	548
その他	37,606	815	40,080	943	2,474	128
(調整額)	－	△848	－	△1,161	－	△312
合計	512,277	76,513	536,636	85,799	24,359	9,286

(注) 1. 各報告セグメントの売上高は、外部顧客に対する売上高を示しております。

2. 当連結会計年度より在外子会社等の収益及び費用を期中平均相場により円貨に換算する方法に変更を行っております。なお、前連結会計年度については遡及適用後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
八戸東洋株式会社	200百万円	100.0%	即席麺添付品の製造、フリーズドライスープ商品の製造
甲府東洋株式会社	300百万円	100.0%	即席麺添付品の製造、フリーズドライスープ商品の製造
フクシマフーズ株式会社	222百万円	100.0%	包装米飯の製造
株式会社酒悦	100百万円	100.0%	漬物類の製造販売、即席麺及び生麺の製造
株式会社フレッシュダイナー	100百万円	100.0%	弁当・惣菜の製造
埼玉東洋株式会社	50百万円	100.0%	冷蔵庫
ユタカフーズ株式会社	1,160百万円	50.9%	調味料の製造販売、即席麺及び生麺の製造
ミツワデイリー株式会社	40百万円	100.0%	調理麺・惣菜の製造
株式会社シマヤ	100百万円	61.6%	調味料の製造販売、即席麺添付品の製造
マルチャン, INC.	30,000千米ドル	100.0%	即席麺の製造販売
マルチャンバージニア, INC.	10,000千米ドル	100.0% (80.0%)	即席麺の製造
マルチャンテキサス, INC.	10,000千米ドル	100.0% (100.0%)	即席麺の製造
マルチャン デ メヒコ, S.A. de C.V.	4千米ドル	100.0% (99.0%)	即席麺の販売

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(8) 主要な事業所及び子会社 (2026年3月31日現在)

- ① 本社 東京
- ② 支店 北海道、東北（宮城県）、北関東（栃木県）、東京、甲信越（新潟県）、静岡、名古屋、大阪（兵庫県）、中四国（広島県）、福岡
- ③ 工場 北海道、関東（群馬県）、埼玉、相模（神奈川県）、焼津（静岡県）、関西（兵庫県）、福岡
- ④ 冷蔵庫 札幌、石狩（北海道）、石狩新港物流センター（北海道）、大井埠頭（東京都）、城南島（東京都）、平和島（東京都）、東扇島（神奈川県）、名古屋、中部物流センター（愛知県）、舞洲（大阪府）、神戸物流センター、佐賀、福岡、福岡アイランドシティ物流センター
- ⑤ 子会社 八戸東洋株式会社（青森県）、甲府東洋株式会社（山梨県）、フクシマフーズ株式会社（福島県）、株式会社酒悦（東京都）、株式会社フレッシュダイナー（千葉県）、埼玉東洋株式会社（埼玉県）、ユタカフーズ株式会社（愛知県）、ミツワデイリー株式会社（兵庫県）、株式会社シマヤ（山口県）、マルチャン,INC.（米国）、マルチャンバージニア,INC.（米国）、マルチャンテキサス,INC.（米国）、マルチャン デ メヒコ,S.A. de C.V.（メキシコ）

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業別	使用人数	前期末比増減
水産食品事業	331名	16名増
海外即席麺事業	447名	20名増
国内即席麺事業	1,111名	6名減
低温食品事業	755名	21名減
加工食品事業	790名	11名増
冷蔵事業	305名	2名増
その他	639名	8名減
全社共通	339名	7名増
合計	4,717名	21名増

② 当社の使用人の状況

当期末使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,192名	3名増	41.7歳	16.8年

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 427,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 110,881,044株 (自己株式数13,489,660株を含む)
- (3) 株主数 15,334名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,084	13.44
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,472	7.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	5,426	5.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,647	3.75
一般財団法人東洋水産財団	3,037	3.12
MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,064	2.12
株式会社三井住友銀行	1,761	1.81
NHGGP CO-INVESTMENT A L.P.	1,691	1.74
株式会社榎本武平商店	1,662	1.71
HSBC-FUND SERVICES HSBC - 006 MF EFM	1,405	1.44

(注) 持株比率は、自己株式 (13,489,660株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び他の重要な兼職の状況
代表取締役会長	堤 殷	
代表取締役社長	住 本 憲 隆	
専務取締役	沖 齊	
常務取締役	真喜屋 理恵子	総務部、品質保証部長、総合研究所長
常務取締役	望 月 正 久	情報システム部、コンプライアンス部、CSR広報部長
取 締 役	松 本 千代子	秘書室、経理部、フクシマフーズ株式会社監査役 株式会社酒悦監査役、株式会社フレッシュダイナー監査役 ミツワデイリー株式会社監査役
取 締 役	山 崎 美 明	物流部長、加工食品部、低温食品部、マーケティング部、東北支店 北関東支店、東京支店、広域営業部、甲信越支店
取 締 役	島 崎 康 子	関東工場、埼玉工場、相模工場、焼津工場 八戸東洋株式会社代表取締役社長
取 締 役	谷 地 弘 安	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
取 締 役	矢 澤 健 一	
取 締 役	千 野 勇	ながの農業協同組合監事
取 締 役	小 林 哲 也	小林総合法律事務所所長（弁護士） ソースネクスト株式会社社外監査役
常勤監査役	及 川 雅 晴	
常勤監査役	高 橋 清	
監 査 役	樋 口 哲 朗	樋口公認会計士事務所（公認会計士）
監 査 役	遠 藤 輝 好	遠藤輝好法律事務所（弁護士） 中央大学法学部通信教育部兼任講師 中央大学ビジネススクール兼任講師 マイルストーンアROUNDマネジメント株式会社監査役 株式会社庄交コーポレーション社外取締役 学校法人江戸川学園理事 専修大学法科大学院教授

- (注) 1. 代表取締役副会長今村将也氏、常務取締役村上修氏、取締役葉山知秀氏及び取締役峯木眞知子氏は、2025年6月26日開催の第77回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 常務取締役真喜屋理恵子氏の戸籍上の氏名は、磯邊理恵子であります。
3. 取締役島崎康子氏の戸籍上の氏名は、大鐘康子であります。
4. 取締役谷地弘安氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である横浜国立大学と当社との間には特別の関係はありません。
5. 取締役矢澤健一氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役千野勇氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先であるながの農業協同組合と当社との間には特別の関係はありません。
7. 取締役小林哲也氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である小林総合法律事務所及びソースネクスト(株)と当社との間には特別の関係はありません。
8. 監査役及川雅晴氏は、当社の経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査役樋口哲朗氏は社外監査役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である樋口公認会計士事務所と当社との間には特別の関係はありません。同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 監査役遠藤輝好氏は社外監査役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である遠藤輝好法律事務所、中央大学、マイルストーンターンアラウンドマネジメント(株)、(株)庄交コーポレーション、学校法人江戸川学園、専修大学と当社との間には特別の関係はありません。
11. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役4名及び社外監査役2名との間で責任限定契約を締結しております。

12. 当社は、当社及び当社のすべての子会社（会社法に基づく子会社をいい、保険期間中の新規子会社を含みます。本注記において単に「会社」といいます。）の取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員及び従業員のすべてを被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、次のとおりです。

- ・被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る争訟費用や損害賠償金等が填補の対象とされております。
- ・被保険者による保険料の実質的負担割合は概ね1割とされ、残りを会社が負担しております。
- ・会社の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を1,000万円とし、被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為を行った場合等は填補の対象から除外しております。
- ・保険期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会が更新の有無を決定します。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社の取締役の報酬等は、基本報酬と賞与のみにより構成するものとします。

基本報酬については、株主総会で決議された報酬限度額400百万円（1991年6月27日開催定時株主総会決議）の範囲内で、各取締役の貢献度に基づいて、年間の報酬額を決定します。

賞与については、当社の経常利益に基づいて計算された総額を当期株主総会にお諮りし、当期株主総会で決議された総額の範囲内で、各取締役の従来に支給した役員賞与の額その他諸般の事情に基づいて決定します。

賞与が各期の株主総会で決議された金額により定められることから、各取締役の基本報酬と賞与の割合については特に定めません。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみにより構成するものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、一定の金額を当該社外取締役との協議により決定するものとします。

取締役の個人別の報酬等の決定方法については、各期ごとに社外取締役及び社外監査役を含め取締役会に諮ったうえで決定するものとしておりますが、原則として、代表取締役社長が社外取締役及び社外監査役にも共有された報酬基準に基づいて個人別の報酬等の金額を決定するものとします。

なお、当社は、取締役候補の指名及び報酬に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、過半数を独立社外取締役で構成される「指名・報酬委員会」を設置しております。取締役会は、同委員会の意見を尊重して指名・報酬に関する事項を決定いたします。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の数
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	407百万円 (40百万円)	328百万円 (40百万円)	78百万円 (-百万円)	16名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	51百万円 (19百万円)	51百万円 (19百万円)	-百万円 (-百万円)	4名 (2名)
合 計	458百万円	380百万円	78百万円	20名

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当期末の取締役の人数は12名であります。上記の取締役の人数と相違しておりますのは、2025年6月26日開催の第77回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名を含んでいるためであります。
3. 上記①の決定方針は、2021年2月12日開催の取締役会にて決議されたものですが、上記②記載の当該事業年度の取締役の報酬等も、上記①の決定方針に沿うものであることを2026年5月15日開催の取締役会において確認しております。すなわち、当該事業年度の取締役の報酬等も基本報酬と賞与のみにより構成されており、社外取締役及び社外監査役の全員が参加した2025年6月26日開催の取締役会で、それぞれ次のとおり決定されているからです。

〈基本報酬について〉

1991年6月27日開催の定時株主総会で決議いただいた年額400百万円以内（当該決議がされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた取締役員数は18名）で2025年7月以降の取締役12名の各基本報酬額を決定するにあたり、その具体的金額の全部について代表取締役社長住本憲隆氏に委任しており、同氏は、かかる委任に基づき、社外取締役及び社外監査役にも共有された基本報酬基準に基づいて個人別の基本報酬額を決定しております。

〈賞与について〉

2025年6月26日開催の定時株主総会で決議いただいた総額127,190,000円を前事業年度に取締役（社外取締役を除く）であった11名の各賞与支給額を決定するにあたり、その具体的金額の全部について代表取締役社長住本憲隆氏に委任しており、同氏は、かかる委任に基づき、社外取締役及び社外監査役にも共有された賞与支給基準に基づいて個人別の賞与支給額を決定しております。

なお、当社取締役会が、代表取締役社長住本憲隆氏に対して上記各委任をいたしましたのは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の業績と当該取締役の貢献度を評価して当該取締役へ支給する各報酬ごとの具体的金額をそれぞれ決定するにおいては代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。当該決定においては社外取締役及び社外監査役にも共有された上記各基準に基づくものとして客観性を担保し、かつ、実際の決定が当該基準に基づいているかどうかについて社外取締役及び社外監査役の監督に服せしめることにより適切な決定がなされるようにしております。また、同氏は、適宜必要に応じて、各社外取締役の客観的な観点からの提言や助言を受けております。

4. 監査役報酬限度額は、1992年6月26日開催の定時株主総会において年額75百万円以内（当該決議がされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた監査役員数は3名）と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	谷地弘安	13回中13回	—	横浜国立大学経営学部長等を歴任し、経営学、マーケティングの分野に関する深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから監督機能を発揮し、議案審議等の必要に応じ、主として学者としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	矢澤健一	13回中13回	—	長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	千野勇	13回中12回	—	長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	小林哲也	13回中13回	—	弁護士として当社にとって有効な知見を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として法律家としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	樋口哲朗	13回中13回	13回中13回	議案審議等の必要に応じ、主として公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	遠藤輝好	13回中13回	13回中13回	議案審議等の必要に応じ、主として弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 98百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 98百万円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちユタカフーズ株式会社及びマルチャン,INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について、2025年6月13日に同意いたしました。
- (3) 非監査業務の内容
- 子会社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項の規定による賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務であります。
- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 監査役会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	377,642	流動負債	72,310
現金及び預金	261,783	支払手形及び買掛金	32,234
受取手形	882	短期借入金	481
売掛金	62,453	リース債務	309
商品及び製品	19,845	未払費用	27,900
仕掛品	488	未払法人税等	6,278
原材料及び貯蔵品	24,733	役員賞与引当金	175
その他	8,095	資産除去債務	2
貸倒引当金	△641	その他	4,927
固定資産	265,235	固定負債	26,639
有形固定資産	211,099	リース債務	2,488
建物及び構築物	80,950	繰延税金負債	10,012
機械装置及び運搬具	51,419	役員退職慰労引当金	319
土地	35,971	退職給付に係る負債	9,910
リース資産	1,105	資産除去債務	200
建設仮勘定	40,107	その他	3,708
その他	1,545	負債合計	98,950
無形固定資産	8,330	(純 資 産 の 部)	
のれん	598	株主資本	447,984
ソフトウェア	2,210	資本金	18,969
ソフトウェア仮勘定	5,254	資本剰余金	22,942
その他	267	利益剰余金	461,757
投資その他の資産	45,805	自己株式	△55,684
投資有価証券	42,429	その他の包括利益累計額	82,918
繰延税金資産	764	その他有価証券評価差額金	17,883
退職給付に係る資産	82	繰延ヘッジ損益	31
その他	2,529	為替換算調整勘定	59,781
資産合計	642,877	退職給付に係る調整累計額	5,222
		非支配株主持分	13,024
		純資産合計	543,927
		負債純資産合計	642,877

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		536,636
売上原価		371,626
売上総利益		165,009
販売費及び一般管理費		79,209
営業利益		85,799
営業外収益		
受取利息	6,438	
受取配当金	866	
持分法による投資利益	128	
賃貸収入	402	
為替差益	67	
その他	807	8,710
営業外費用		
支払利息	194	
賃貸収入原価	51	
その他	213	460
経常利益		94,050
特別利益		
固定資産売却益	286	
投資有価証券売却益	538	
補助金収入	48	
その他	1	874
特別損失		
固定資産除売却損	353	
減損損失	294	
その他	8	657
税金等調整前当期純利益		94,267
法人税、住民税及び事業税	23,413	
法人税等調整額	373	23,786
当期純利益		70,481
非支配株主に帰属する当期純利益		292
親会社株主に帰属する当期純利益		70,188

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	208,717	流 動 負 債	67,466
現 金 及 び 預 金	116,707	買 掛 金	26,875
売 掛 金	49,097	関 係 会 社 短 期 借 入 金	14,694
商 品 及 び 製 品	11,007	リ ー ス 債 務 金	264
仕 掛 品	43	未 払 金	815
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,421	未 払 費 用	19,429
前 払 費 用	369	未 払 法 人 税 等	5,019
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	17,139	役 員 賞 与 引 当 金	78
そ の 他	4,570	そ の 他	288
貸 倒 引 当 金	△639	固 定 負 債	19,574
固 定 資 産	127,291	リ ー ス 債 務 金	2,399
有形固定資産	66,302	退 職 給 付 引 当 金	12,481
建 物	29,145	繰 延 税 金 負 債	4,293
構 築 物	1,217	そ の 他	399
機 械 装 置	10,655	負 債 合 計	87,040
車 両 運 搬 具	27	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 備 品	726	株 主 資 本	232,472
土 地	23,147	資 本 金	18,969
リ ー ス 資 産	913	資 本 剰 余 金	22,516
建 設 仮 勘 定	468	資 本 準 備 金	20,155
無形固定資産	7,170	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,360
ソ フ ト ウ エ ア	1,752	利 益 剰 余 金	248,433
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	5,191	利 益 準 備 金	2,593
そ の 他	226	そ の 他 利 益 剰 余 金	245,840
投資その他の資産	53,818	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	5,525
投 資 有 価 証 券	33,509	別 途 積 立 金	42,000
関 係 会 社 株 式	19,717	繰 越 利 益 剰 余 金	198,315
そ の 他	590	自 己 株 式	△57,446
資 産 合 計	336,008	評 価 ・ 換 算 差 額 等	16,495
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,475
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	19
		純 資 産 合 計	248,967
		負 債 純 資 産 合 計	336,008

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		230,219
売上原価		171,726
売上総利益		58,493
販売費及び一般管理費		37,015
営業利益		21,477
営業外収益		
受取利息	1,055	
受取配当金	36,303	
その他	707	
営業外費用		
支払利息	411	
その他	152	
経常利益		58,980
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	448	
特別損失		
固定資産除売却損	83	
減損損失	214	
その他	3	
税引前当期純利益		59,140
法人税、住民税及び事業税	7,885	
法人税等調整額	△138	
当期純利益		51,393

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

東洋水産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 西田俊之

公認会計士 田辺拓央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋水産株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋水産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

東洋水産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 西田 俊之

公認会計士 田辺 拓央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋水産株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

東洋水産株式会社 監査役会

常勤監査役	及	川	雅	晴	㊟
常勤監査役	高	橋		清	㊟
社外監査役	樋	口	哲	朗	㊟
社外監査役	遠	藤	輝	好	㊟

以 上

株主優待に関するお知らせ

株主の皆様の日頃のご支援に感謝いたしまして、本年も株主優待制度を実施させていただきます。



自社製品詰め合わせセット

もしくは



社会貢献団体への寄付

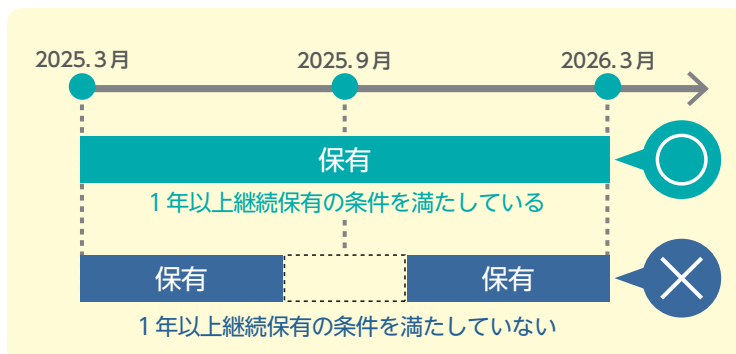
(日本ユニセフ協会)

優待対象株主様

1年以上継続保有された株主様 とさせていただきます。

1年以上継続保有とは

年2回(9月、3月) 確定する株主名簿に同じ株主番号で3回以上連続で記載され、その間で未保有期間が含まれないことをいいます。



下記に該当する場合は、株主番号が変更となる可能性がございますのでご注意ください。
株主番号の変更の有無については、お預けの証券会社にお問い合わせください。

1. 株式の名義人が変更となった場合

- ・相続 ・証券会社の貸株サービスを利用した場合

2. 保有株式のすべてを売却し、買い戻した場合

- ・お預けの証券会社を変更した場合 ・保有株式を一般口座からNISA口座に切り替えた場合

株主総会会場ご案内

開催日時 2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー1階
ニューピアホール



交通のご案内

- 東京臨海新交通 ゆりかもめ・・・竹芝駅東口より 徒歩約3分
- JR山手線・京浜東北線・・・浜松町駅北口より 徒歩約8分
- 都営地下鉄 大江戸線・浅草線・・・大門駅B1出口より 徒歩約9分
- 東京モノレール・・・浜松町駅中央口より 徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。